

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第10号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

第12条を次のように改める。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。))にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員に係る当該年齢に達した日の直後の4月1日以後の昇給に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。))にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内において行わなければならない。

6 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは身体若しくは精神に著しい障害がある状態となつた場合又は任命権者が別に定める理由に該当し、その勤務成績が特に優秀である場合においては、昇給日以外の日においても、その者の現に受けている号給より上位の号給に昇給させることができる。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条の2の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「以後において」を「(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に」に改め、「ところにより、」の右に「昇給の場合に準じて」を加え、「又は給料月額」及び

「（昇給期間の短縮を含む。）」を削る。

第14条第1号の2を次のように改める。

(1)の2 地域手当

第16条の2の前の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第1項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 1級地 100分の10

(2) 2級地 100分の7

(3) 3級地 100分の5

第16条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第16条の3中「前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域及び事務所等以外の地域及び事務所等に在勤する」を削り、「同条」を「前条」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第16条の4第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、「該当しないこととなるときは」の右に「、異動等を円滑に行うため」を加える。

第25条第4項及び第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第26条第2項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「、6月に支給する場合においては100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）、12月に支給する場合においては100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第41条第2項から第5項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第42条の2（見出しを含む。）中「及び理事」を削る。

附則第22項中「同日後」の右に「平成18年3月31日までの間」を加え、「、当分の間」を削る。

附則第24項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則に次の1項を加える。

（初任給調整手当の特例）

25 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、第16条の6第1項及び第2項に定めるもののほか、同条第1項各号に掲げる職にある職員に対して、月額62,000円の初任給調整手当を支給する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	213,600	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	215,500	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	217,400	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	219,300	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	221,100	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	223,000	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	224,900	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	226,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	228,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	230,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	232,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	234,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	236,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	238,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	240,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	242,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	244,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	246,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	248,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	250,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	163,500	220,400	252,600	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	165,200	222,400	254,600	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	224,400	256,600	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	168,600	226,400	258,600	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	260,500	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	262,400	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	264,300	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	266,200	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	268,200	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	270,100	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	272,000	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	273,900	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	